

資料編Ⅰ

INDEX

経営状況に関する事項

■財務諸表	30
貸借対照表	
損益計算書	
キャッシュ・フロー計算書	
剰余金処分計算書	
注記表	
財務諸表の適正性等にかかる確認	
会計監査人の監査	
利益総括表	
資金運用収支の内訳	
受取・支払利息の増減額	
■貯金に関する指標	42
科目別貯金平均残高	
定期貯金残高	
■貸出金等に関する指標	42
科目別貸出金平均残高	
貸出金の金利条件別内訳残高	
貸出金の担保別内訳残高	
債務保証の担保別内訳残高	
貸出金の用途別内訳残高	
貸出金の業種別残高	
主要な農業関係の貸出金残高	
リスク管理債権の状況	
金融再生法開示債権区分に基づく保全状況	
元本補填契約のある信託に係る貸出金のリスク管理債権の状況	
貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	
貸出金償却の額	
■有価証券に関する指標	46
種類別有価証券平均残高	
商品有価証券種類別平均残高	
有価証券残存期間別残高	
■有価証券の時価情報等	47
有価証券の時価情報	
金銭の信託の時価情報	
デリバティブ取引等	
（デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引）	
■経営諸指標	48
利益率	
貯貸率・貯証率	

財務諸表

■ 貸借対照表

(単位:百万円)

科 目	2018年度 (2019年3月31日)	2019年度 (2020年3月31日)	科 目	2018年度 (2019年3月31日)	2019年度 (2020年3月31日)
現金	448	525	貯金	503,327	487,893
預け金	310,041	305,135	当座貯金	9,161	6,797
系統預け金	309,908	304,952	普通貯金	6,009	4,809
系統外預け金	133	182	貯蓄貯金	13	12
有価証券	153,601	142,576	別段貯金	2,285	2,321
国債	74,101	65,136	定期貯金	485,822	473,905
地方債	6,241	5,666	定期積金	35	47
社債	22,404	20,390	借入金	3,600	7,400
外国証券	38,844	38,447	代理業務勘定	1	1
株式	1,620	1,354	その他負債	1,114	1,187
受益証券	9,890	10,983	貸付留保金	639	639
投資証券	498	597	未払法人税等	4	4
貸出金	58,368	58,173	貯金利子諸税その他	8	8
手形貸付	4,150	4,150	従業員預り金	55	54
証書貸付	42,973	41,158	仮受金	58	15
当座貸越	1,529	2,148	その他の負債	90	0
金融機関貸付	9,707	10,707	未払費用	235	236
割引手形	7	7	前受収益	2	9
その他資産	1,233	1,075	未決済為替借	19	219
差入保証金	180	180	諸引当金	1,662	1,667
仮払金	11	2	相互援助積立金	1,032	1,066
その他の資産	215	264	賞与引当金	29	29
未収収益	557	605	退職給付引当金	498	532
前払費用	0	0	役員退職慰労引当金	32	39
約定取引未決済貸	241	—	訴訟損失引当金	69	—
未決済為替貸	26	20	繰延税金負債	2,234	1,521
有形固定資産	203	196	債務保証	322	385
建物	169	163	負債の部合計	512,262	500,057
土地	23	23	出資金	15,509	15,509
その他の有形固定資産	10	8	利益剰余金	6,649	7,532
無形固定資産	0	0	利益準備金	5,050	6,020
ソフトウェア	0	0	その他利益剰余金	1,599	1,512
外部出資	21,699	21,699	当期末処分剰余金	1,599	1,512
系統出資	19,322	19,322	(うち当期剰余金)	(1,329)	(1,347)
系統外出資	2,377	2,377	処分未済持分	△0	△0
債務保証見返	322	385	会員資本合計	22,158	23,041
貸倒引当金	△5,509	△2,677	その他有価証券評価差額金	5,989	3,991
			評価・換算差額等合計	5,989	3,991
			純資産の部合計	28,148	27,033
資産の部合計	540,410	527,090	負債及び純資産の部合計	540,410	527,090

■ 損益計算書

(単位:百万円)

科 目	2018年度 (自2018年4月 1日 至2019年3月31日)	2019年度 (自2019年4月 1日 至2020年3月31日)	科 目	2018年度 (自2018年4月 1日 至2019年3月31日)	2019年度 (自2019年4月 1日 至2020年3月31日)
経常収益	5,447	5,578	経常費用	4,008	4,174
資金運用収益	4,713	4,349	資金調達費用	2,470	2,432
貸出金利息	531	484	貯金利息	70	56
預け金利息	30	28	其他支払利息	2,400	2,376
有価証券利息配当金	2,095	1,835	(うち支払奨励金)	(2,398)	(2,366)
其他受入利息	2,056	2,001	役務取引等費用	17	9
(うち受取奨励金)	(1,832)	(1,853)	支払為替手数料	3	3
(うち買入金銭債権利息)	(12)	(8)	その他の支払手数料	13	6
(うち受取特別配当金)	(211)	(139)	その他事業費用	12	130
役務取引等収益	72	77	国債等債券売却損	—	69
受入為替手数料	20	27	国債等債券償却	—	60
その他の受入手数料	51	50	金融派生商品費用	12	—
その他事業収益	397	761	経費	1,282	1,257
受取助成金	0	18	人件費	701	692
国債等債券売却益	215	335	物件費	548	529
金融派生商品収益	—	24	税金	32	34
その他の事業収益	181	382	その他経常費用	225	344
その他経常収益	264	389	相互援助積立金繰入額	33	34
貸倒引当金戻入益	34	47	訴訟損失引当金繰入額	2	—
訴訟損失引当金戻入益	—	69	株式等売却損	33	98
償却債権取立益	5	—	株式等償却	44	68
株式等売却益	195	127	金銭の信託運用損	47	—
金銭の信託運用益	—	0	その他の経常費用	63	143
その他の経常収益	28	145	経常利益	1,438	1,403
			特別利益	—	—
			特別損失	27	14
			固定資産処分損	2	14
			減損損失	25	—
			税引前当期利益	1,410	1,389
			法人税、住民税及び事業税	4	4
			法人税等調整額	77	37
			法人税等合計	81	41
			当期剰余金	1,329	1,347
			当期首繰越剰余金	269	164
			当期末処分剰余金	1,599	1,512

■ キャッシュ・フロー計算書

(単位:百万円)

科 目	2018年度 (自2018年4月 1日 至2019年3月31日)	2019年度 (自2019年4月 1日 至2020年3月31日)
I 事業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期利益	1,410	1,389
減価償却費	9	7
減損損失	25	—
貸倒引当金の増減額	△ 2,281	△ 2,831
賞与引当金の増減額	△ 0	0
退職給付に係る負債の増減額	39	40
その他の引当金・積立金の増減額	36	△ 35
資金運用収益	△ 4,785	△ 4,427
資金調達費用	2,487	2,442
有価証券関係損益	△ 262	△ 84
金銭の信託の運用損益	47	△ 0
固定資産処分損益	2	14
貸出金の純増減	△ 2,002	194
預け金の純増減	△ 14,999	16,000
貯金の純増減	△ 1,152	△ 15,434
借入金の純増減	800	3,800
事業分量配当金の支払額	△ 336	△ 308
その他	426	120
資金運用による収入	4,730	4,386
資金調達による支出	△ 2,410	△ 2,531
小計	△ 18,214	2,742
法人税等の支払額	△ 56	△ 4
事業活動によるキャッシュ・フロー	△ 18,270	2,738
II 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△ 35,371	△ 31,061
有価証券の売却による収入	21,948	32,948
有価証券の償還による収入	11,686	6,715
金銭の信託の減少による収入	△ 47	—
固定資産の取得による支出	△ 0	△ 0
固定資産の売却による収入	△ 2	△ 14
外部出資による支出	△ 8,589	—
外部出資の売却等による収入	3	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 10,373	8,588
III 財務活動によるキャッシュ・フロー		
出資金の払戻しによる支出	△ 90	—
出資配当金の支払額	△ 155	△ 155
処分未済持分の取得による支出	—	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 246	△ 155
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	—	—
V 現金及び現金同等物の増加額	△ 28,890	11,170
VI 現金及び現金同等物の期首残高	53,336	24,445
VII 現金及び現金同等物の期末残高	24,445	35,615

■ 剰余金処分計算書

(単位:百万円)

科 目	2018年度	2019年度
当期末処分剰余金	1,599	1,512
剰余金処分額	1,434	1,163
利益準備金	970	700
出資配当金	155	155
普通出資に対する配当金	155	155
事業分量配当金	308	308
次期繰越剰余金	164	348

(注) 1. 普通出資に対する配当率は年1.0%です。

2. 事業の利用分量に対する配当金の分配の基準は、定期貯金ネット平均残高に対し年0.065%です。

注記表

重要な会計方針に関する事項

2018年度 (自2018年4月1日 至2019年3月31日)	2019年度 (自2019年4月1日 至2020年3月31日)
<p>1 記載金額 百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しております。</p> <p>2 有価証券(外部出資勘定の株式を含む)の評価基準及び評価方法 有価証券の保有目的区分ごとに次のとおり行っております。 (1) その他有価証券 ア 時価のあるもの 原則として決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) イ 時価を把握することが極めて困難と認められるもの 原価法(売却原価は移動平均法により算定) なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っております。</p> <p>3 有形固定資産の減価償却の方法 有形固定資産の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用し、資産から直接減額して計上しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建 物 3年～50年 その他 3年～20年</p> <p>4 無形固定資産の減価償却の方法 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。そのうち自社利用ソフトウェアについては、当会における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。</p> <p>5 外貨建資産 外貨建資産は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p> <p>6 引当金の計上方法 (1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、「資産の評価及び償却・引当要領」に則り、次のとおり計上しております。 正常先債権及び要注意先債権(要管理債権を含む。)に相当する債権については、一定の種類ごとに分類し、貸倒実績率等に基づき算定した額と税法基準に基づき算定した額を計上しております。 破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。 破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。 (2) 相互援助積立金 相互援助積立金は、大分県JAバンク支援制度に基づき、信用事業の再編・強化を図り信用向上に資するために、必要額を積立てております。 (3) 賞与引当金 賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当年度に帰属する額を計上しております。 (4) 退職給付引当金 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当年度末における職員の自己都合退職の場合の要支給額を基礎として計上しております。 (5) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員の退任給与の支給に備えるため、「常勤役員退職慰労金規程」に基づき、当年度末要支給見込額を計上しております。 (6) 訴訟損失引当金 訴訟損失引当金は、係争中の訴訟に対する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失を見積り、当年度において必要と認められる額を計上しております。</p> <p>7 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>	<p>1 記載金額 百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しております。</p> <p>2 有価証券(外部出資勘定の株式を含む)の評価基準及び評価方法 有価証券の保有目的区分ごとに次のとおり行っております。 (1) その他有価証券 ア 時価のあるもの 原則として決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) イ 時価を把握することが極めて困難と認められるもの 原価法(売却原価は移動平均法により算定) なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っております。</p> <p>3 有形固定資産の減価償却の方法 有形固定資産の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用し、資産から直接減額して計上しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建 物 3年～50年 その他 3年～20年</p> <p>4 無形固定資産の減価償却の方法 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。そのうち自社利用ソフトウェアについては、当会における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。</p> <p>5 外貨建資産 外貨建資産は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p> <p>6 引当金の計上方法 (1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、「資産の評価及び償却・引当要領」に則り、次のとおり計上しております。 正常先債権及び要注意先債権(要管理債権を含む。)に相当する債権については、主として今後1年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の累積期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算出しております。 破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。 破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。 (2) 相互援助積立金 相互援助積立金は、大分県JAバンク支援制度に基づき、信用事業の再編・強化を図り信用向上に資するために、必要額を積立てております。 (3) 賞与引当金 賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当年度に帰属する額を計上しております。 (4) 退職給付引当金 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当年度末における職員の自己都合退職の場合の要支給額を基礎として計上しております。 (5) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員の退任給与の支給に備えるため、「常勤役員退職慰労金規程」に基づき、当年度末要支給見込額を計上しております。 (6) 訴訟損失引当金 訴訟損失引当金は、係争中の訴訟に対する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失を見積り、当年度において必要と認められる額を計上しております。</p> <p>7 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>

会計方針の変更に関する事項

2018年度 (自2018年4月1日 至2019年3月31日)	2019年度 (自2019年4月1日 至2020年3月31日)
記載すべき事項はございません。	記載すべき事項はございません。

表示方法の変更に関する事項

2018年度 (自2018年4月1日 至2019年3月31日)	2019年度 (自2019年4月1日 至2020年3月31日)
<p>(「税効果会計に係る会計基準」の一部改正)の適用に伴う変更)</p> <p>「税効果会計に係る会計基準」の一部改正(企業会計基準第28号平成30年2月16日(以下「税効果会計基準一部改正」という。))を当年度から適用し、税効果会計関係注記において、税効果会計基準一部改正第3項から第5項に定める「税効果会計に係る会計基準」注解(注8)(評価性引当額の合計額を除く。)及び同注解(注9)に記載された内容を追加しております。</p>	記載すべき事項はございません。

貸借対照表に関する事項

2018年度 (自2018年4月1日 至2019年3月31日)	2019年度 (自2019年4月1日 至2020年3月31日)
<p>1 有形固定資産の減価償却累計額は、340百万円であります。</p> <p>2 為替決済、公金収納事務取扱等の担保として預け金65,041百万円、先物取引証拠金の代用として有価証券236百万円を差し入れております。</p> <p>3 理事、経営管理委員及び監事との間の取引による金銭債権はありません。</p> <p>4 理事、経営管理委員及び監事との間の取引による金銭債務はありません。</p> <p>5 貸出金のうち、破綻先債権額は3,659百万円、延滞債権額は2,032百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>6 貸出金のうち、3か月以上延滞債権はありません。</p> <p>なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>7 貸出金のうち、貸出条件緩和債権はありません。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>8 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は5,692百万円であります。</p> <p>なお、5から8に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>9 割引手形は、業種別監査委員会報告第24号に基づき、金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は7百万円であります。</p> <p>10 当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、17,341百万円であります。</p> <p>11 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約貸出金3,207百万円が含まれております。</p> <p>12 泉中央会のJAグループ大分経営強化対策事業のために、当期、当会が基金運用果実として実質的に負担した金額は28百万円で、当年度負担額を基礎に算出した今後の当会の負担見積額は114百万円であります。</p> <p>なお、JAグループ大分経営強化対策事業は、県下JAの不良債権処理の促進と経営の健全化を目的とする事業で、当該事業に要する費用については、平成15年度以降は当該事業の継続期間中に中央会の会員による賦課金により賄うこととされており、当年度末における当該事業に係る会員全体の将来負担見積額は149百万円となっております。</p>	<p>1 有形固定資産の減価償却累計額は、252百万円であります。</p> <p>2 為替決済、公金収納事務取扱等の担保として預け金65,041百万円、先物取引証拠金の代用として有価証券231百万円を差し入れております。</p> <p>3 理事、経営管理委員及び監事との間の取引による金銭債権はありません。</p> <p>4 理事、経営管理委員及び監事との間の取引による金銭債務はありません。</p> <p>5 貸出金のうち、破綻先債権額は874百万円、延滞債権額は2,088百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>6 貸出金のうち、3か月以上延滞債権はありません。</p> <p>なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>7 貸出金のうち、貸出条件緩和債権はありません。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>8 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は2,963百万円であります。</p> <p>なお、5から8に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>9 割引手形は、業種別監査委員会報告第24号に基づき、金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は7百万円であります。</p> <p>10 当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、17,513百万円であります。</p> <p>11 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約貸出金3,207百万円が含まれております。</p> <p>12 泉中央会のJAグループ大分経営強化対策事業のために、当期、当会が基金運用果実として実質的に負担した金額は28百万円で、当年度負担額を基礎に算出した今後の当会の負担見積額は85百万円であります。</p> <p>なお、JAグループ大分経営強化対策事業は、県下JAの不良債権処理の促進と経営の健全化を目的とする事業で、当該事業に要する費用については、平成15年度以降は当該事業の継続期間中に中央会の会員による賦課金により賄うこととされており、当年度末における当該事業に係る会員全体の将来負担見積額は111百万円となっております。</p>

損益計算書に関する事項

2018年度 (自2018年4月1日 至2019年3月31日)	2019年度 (自2019年4月1日 至2020年3月31日)												
<p>当年度において、以下の資産について、減損損失を計上しております。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>主な用途</th> <th>種類</th> <th>場所</th> <th>減損損失</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>社宅</td> <td>土地建物動産等</td> <td>大分市豊町</td> <td>25百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td></td> <td>25百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>業務用資産については、キャッシュ・フローの相互補完性及び機能特性等を勘案したうえで一定の単位でグルーピングをしており、遊休資産及び処分予定資産については各資産ごとの単位でグルーピングしております。</p> <p>また、社宅については廃止が決定していることから帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <p>当年度の減損損失の測定に使用した回収可能性価額は正味売却価額であります。正味売却価額は鑑定評価額等に基づき算定しております。</p>	主な用途	種類	場所	減損損失	社宅	土地建物動産等	大分市豊町	25百万円	合計			25百万円	記載すべき事項はございません。
主な用途	種類	場所	減損損失										
社宅	土地建物動産等	大分市豊町	25百万円										
合計			25百万円										

金融商品に関する事項

2018年度 (自2018年4月1日 至2019年3月31日)	2019年度 (自2019年4月1日 至2020年3月31日)
<p>1 金融商品に対する取組方針</p> <p>当会は、大分県を事業区域として、地元のJA等が会員となって運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関であります。</p> <p>JAは農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域へ貸付け、その残りを当会が預かる仕組みとなっております。</p> <p>当会では、これを原資として、資金を必要とするJAや農業に関連する企業・団体及び、県内の地場企業や団体、地方公共団体などに貸付を行っております。</p> <p>また、残った資金は農林中金に預け入れるほか、国債や地方債等の債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っております。</p> <p>2 金融商品の内容及びそのリスク</p> <p>当会が保有する金融資産は、主として県内の取引先（及び個人）に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。</p> <p>また、有価証券は、主に株式、債券、投資信託であり、純投資目的（その他目的）で保有しております。</p> <p>これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。</p> <p>このほか、その他有価証券で保有する債券の相場変動を相殺する目的で、債券先物取引を行っております。</p> <p>3 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>a 信用リスクの管理</p> <p>当会は、リスクマネジメント基本方針及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金の信用リスク管理については、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、保証や担保の設定、問題債権への対応など信用管理に関する体制を整備し運営しております。</p> <p>これらの与信管理は、融資部のほかリスク管理室により行われ、また、定期的に経営陣によるリスクマネジメント委員会や理事会・経営管理委員会を開催し、報告を行っております。さらに、与信管理の状況については、リスク管理室がチェックしております。</p> <p>有価証券の発行体の信用リスクに関しては、リスク管理室において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。</p> <p>b 市場リスクの管理</p> <p>(a) 金利リスクの管理</p> <p>当会は、リスクマネジメント基本方針及び市場リスクに関する管理諸規程に従い、金利の変動リスクを管理しております。</p> <p>市場リスクマネジメント要綱等において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、理事会において決定されたリスクマネジメント基本方針に基づき、リスクマネジメント委員会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。</p> <p>日常的には、リスク管理室において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、四半期ごとにリスクマネジメント委員会及び理事会・経営管理委員会に報告しております。</p> <p>(b) 為替変動リスクの管理</p> <p>当会は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しております。</p> <p>(c) 価格変動リスクの管理</p> <p>有価証券を含む投資商品の保有については、ALM委員会及びリスクマネジメント委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、余裕金運用規程に従い行われております。</p>	<p>1 金融商品に対する取組方針</p> <p>当会は、大分県を事業区域として、地元のJA等が会員となって運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関であります。</p> <p>JAは農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域へ貸付け、その残りを当会が預かる仕組みとなっております。</p> <p>当会では、これを原資として、資金を必要とするJAや農業に関連する企業・団体及び、県内の地場企業や団体、地方公共団体などに貸付を行っております。</p> <p>また、残った資金は農林中金に預け入れるほか、国債や地方債等の債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っております。</p> <p>2 金融商品の内容及びそのリスク</p> <p>当会が保有する金融資産は、主として県内の取引先（及び個人）に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。</p> <p>また、有価証券は、主に株式、債券、投資信託であり、純投資目的（その他目的）で保有しております。</p> <p>これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。</p> <p>このほか、その他有価証券で保有する債券・株式の相場変動を相殺する目的で、債券先物取引・株価指数先物取引を行っております。</p> <p>3 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>a 信用リスクの管理</p> <p>当会は、リスクマネジメント基本方針及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金の信用リスク管理については、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、保証や担保の設定、問題債権への対応など信用管理に関する体制を整備し運営しております。</p> <p>これらの与信管理は、融資部のほかリスク管理室により行われ、また、定期的に経営陣によるリスクマネジメント委員会や理事会・経営管理委員会を開催し、報告を行っております。さらに、与信管理の状況については、リスク管理室がチェックしております。</p> <p>有価証券の発行体の信用リスクに関しては、リスク管理室において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。</p> <p>b 市場リスクの管理</p> <p>(a) 金利リスクの管理</p> <p>当会は、リスクマネジメント基本方針及び市場リスクに関する管理諸規程に従い、金利の変動リスクを管理しております。</p> <p>市場リスクマネジメント要綱等において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、理事会において決定されたリスクマネジメント基本方針に基づき、リスクマネジメント委員会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。</p> <p>日常的には、リスク管理室において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、四半期ごとにリスクマネジメント委員会及び理事会・経営管理委員会に報告しております。</p> <p>(b) 為替変動リスクの管理</p> <p>当会は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しております。</p> <p>(c) 価格変動リスクの管理</p> <p>有価証券を含む投資商品の保有については、ALM委員会及びリスクマネジメント委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、余裕金運用規程に従い行われております。</p>

2018年度 (自2018年4月1日 至2019年3月31日)	2019年度 (自2019年4月1日 至2020年3月31日)
------------------------------------	------------------------------------

運用にあたっては、運用限度額を設定し、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。
外部出資の多くは、業務上事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしております。これらの情報はリスク管理室を通じ、リスクマネジメント委員会及び理事会・経営管理委員会へ定期的に報告しております。

(d) 市場リスクに係る定量的情報
(トレーディング目的以外の金融商品)

当会で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品であります。当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「有価証券」のその他有価証券に分類される債券、「貯金」「借入金」であります。

当会では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当年度末現在、指標となる金利が0.06%上昇したものと想定した場合には、経済価値が671百万円減少するものと把握しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮しておりません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

c 資金調達に係る流動性リスクの管理

当会は、県内系統資金の動向等を把握し、適時に資金管理を行うことにより、流動性リスクを管理しております。

4 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なる場合もあります。

5 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

なお、時価の把握が困難なものについては、次表には含みず7に記載しております。

(単位:百万円)

	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
預け金	310,041	309,991	△50
有価証券			
その他有価証券	153,601	153,601	—
貸出金	58,368	—	—
貸倒引当金	△5,509	—	—
貸倒引当金控除後	52,859	54,080	1,221
資産計	516,502	517,673	1,171
貯 金	503,327	503,219	△108
借入金	3,600	3,599	△0
負債計	506,927	506,819	△108

(注) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

6 金融商品の時価の算定方法

【資産】

a 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

満期のある預け金については、期間に基づく区分ごとに、元金合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

b 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。また、投資信託については、公表されている基準価格によっております。

c 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しております。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分ごとに、元金合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しております。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としております。

運用にあたっては、運用限度額を設定し、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。
外部出資の多くは、業務上事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしております。これらの情報はリスク管理室を通じ、リスクマネジメント委員会及び理事会・経営管理委員会へ定期的に報告しております。

(d) 市場リスクに係る定量的情報
(トレーディング目的以外の金融商品)

当会で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品であります。当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「有価証券」のその他有価証券に分類される債券、「貯金」「借入金」であります。

当会では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当年度末現在、指標となる金利が0.13%上昇したものと想定した場合には、経済価値が1,380百万円減少するものと把握しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮しておりません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

c 資金調達に係る流動性リスクの管理

当会は、県内系統資金の動向等を把握し、適時に資金管理を行うことにより、流動性リスクを管理しております。

4 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なる場合もあります。

5 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

なお、時価の把握が困難なものについては、次表には含みず7に記載しております。

(単位:百万円)

	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
預け金	305,135	305,149	14
有価証券			
その他有価証券	142,576	142,576	—
貸出金	58,173	—	—
貸倒引当金	△2,677	—	—
貸倒引当金控除後	55,496	56,630	1,133
資産計	503,208	504,356	1,148
貯 金	487,893	487,923	29
借入金	7,400	7,400	—
負債計	495,293	495,323	29

(注) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

6 金融商品の時価の算定方法

【資産】

a 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

満期のある預け金については、期間に基づく区分ごとに、元金合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

b 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。また、投資信託については、公表されている基準価格によっております。

c 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しております。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分ごとに、元金合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しております。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としております。

2018年度 (自2018年4月1日 至2019年3月31日)	2019年度 (自2019年4月1日 至2020年3月31日)
------------------------------------	------------------------------------

【負債】

a 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

b 借入金

借入金については、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

7 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは5の金融商品の時価情報には含まれておりません。

	貸借対照表計上額
外部出資	21,699百万円
合計	21,699百万円

(注) 外部出資のうち、市場価格のある株式以外のものについては、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

8 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預け金	310,041百万円	-	-	-	-	-
有価証券	14,811百万円	9,024百万円	10,428百万円	9,527百万円	18,433百万円	78,157百万円
その他の有価証券のうち満期があるもの	10,960百万円	4,729百万円	8,476百万円	4,181百万円	5,458百万円	20,848百万円
貸出金	335,814百万円	13,754百万円	18,905百万円	13,709百万円	23,892百万円	99,005百万円
合計	335,814百万円	13,754百万円	18,905百万円	13,709百万円	23,892百万円	99,005百万円

(注) 1. 貸出金のうち、貸借対照表上の当座貸越（融資型を除く）662百万円については「1年以内」に含めております。

- 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等3,659百万円は償還の予定が見込まれないため、含めておりません。
- 貸出金のうち、民事再生による再生計画中の債権等6百万円及び特定調停による私的整理の債権46百万円があり、上記に含めておりません。

9 借入金及び有利子負債の決算日後の返済予定額

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金	503,089百万円	105百万円	62百万円	10百万円	57百万円	-
借入金	-	1,600百万円	1,000百万円	1,000百万円	-	-
合計	503,089百万円	1,705百万円	1,062百万円	1,010百万円	57百万円	-

(注) 1. 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めております。

【負債】

a 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

b 借入金

借入金については、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

7 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは5の金融商品の時価情報には含まれておりません。

	貸借対照表計上額
外部出資	21,699百万円
合計	21,699百万円

(注) 外部出資のうち、市場価格のある株式以外のものについては、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

8 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預け金	305,135百万円	-	-	-	-	-
有価証券	8,449百万円	9,900百万円	9,407百万円	18,055百万円	8,718百万円	76,397百万円
その他の有価証券のうち満期があるもの	11,979百万円	9,005百万円	4,678百万円	6,506百万円	8,291百万円	16,795百万円
貸出金	325,564百万円	18,905百万円	14,086百万円	24,561百万円	17,009百万円	93,193百万円
合計	325,564百万円	18,905百万円	14,086百万円	24,561百万円	17,009百万円	93,193百万円

(注) 1. 貸出金のうち、貸借対照表上の当座貸越（融資型を除く）815百万円については「1年以内」に含めております。

- 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等874百万円は償還の予定が見込まれないため、含めておりません。
- 貸出金のうち、特定調停による私的整理の債権40百万円があり、上記に含めておりません。

9 借入金及び有利子負債の決算日後の返済予定額

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金	486,324百万円	66百万円	60百万円	1,257百万円	184百万円	-
借入金	1,500百万円	1,000百万円	900百万円	4,000百万円	-	-
合計	487,824百万円	1,066百万円	960百万円	5,257百万円	184百万円	-

(注) 1. 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めております。

有価証券に関する事項

2018年度 (自2018年4月1日 至2019年3月31日)	2019年度 (自2019年4月1日 至2020年3月31日)
------------------------------------	------------------------------------

1 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項

- 売買目的有価証券
売買目的有価証券はありません。
- 満期保有目的有価証券
満期保有目的有価証券はありません。
- その他の有価証券
その他有価証券において、種類ごとの貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	1,266百万円	707百万円	558百万円
	債券			
	国債	74,101百万円	68,929百万円	5,171百万円
	地方債	6,241百万円	5,701百万円	540百万円
	社債	19,505百万円	18,717百万円	787百万円
	その他	23,517百万円	22,925百万円	591百万円
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	6,814百万円	5,678百万円	1,135百万円
	債券			
	国債	-	-	-
	地方債	2,899百万円	2,924百万円	△25百万円
	社債	15,327百万円	15,653百万円	△325百万円
	その他	3,574百万円	3,742百万円	△167百万円
合計		22,155百万円	22,717百万円	△561百万円
合計		153,601百万円	145,378百万円	8,223百万円

(注) 1. 上記差額合計から繰延税金負債2,234百万円を差し引いた金額5,989百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

1 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項

- 売買目的有価証券
売買目的有価証券はありません。
- 満期保有目的有価証券
満期保有目的有価証券はありません。
- その他の有価証券
その他有価証券において、種類ごとの貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	1,001百万円	580百万円	420百万円
	債券			
	国債	64,026百万円	59,972百万円	4,053百万円
	地方債	5,666百万円	5,200百万円	465百万円
	社債	13,468百万円	12,923百万円	545百万円
	その他	19,705百万円	18,713百万円	991百万円
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	4,277百万円	3,615百万円	661百万円
	債券			
	国債	1,110百万円	1,152百万円	△41百万円
	地方債	6,922百万円	7,204百万円	△282百万円
	社債	18,742百万円	19,663百万円	△921百万円
	その他	7,303百万円	7,687百万円	△383百万円
合計		34,432百万円	36,095百万円	△1,662百万円
合計		142,576百万円	137,101百万円	5,475百万円

(注) 1. 上記差額合計から繰延税金負債1,483百万円を差し引いた金額3,991百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

2018年度 (自2018年4月1日 至2019年3月31日)		2019年度 (自2019年4月1日 至2020年3月31日)	
<p>2. 「売買目的有価証券以外の有価証券(時価を把握することが極めて困難なものを除く。)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当年度の損失として処理(以下、「減損処理」という。)しております。</p> <p>当年度における減損処理額は、44百万円(うち、株式44百万円)であります。</p> <p>なお、減損処理にあつては、当年度末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30%以上50%未満下落した場合は、回復の可能性を考慮して減損処理を行っております。</p>		<p>2. 「売買目的有価証券以外の有価証券(時価を把握することが極めて困難なものを除く。)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当年度の損失として処理(以下、「減損処理」という。)しております。</p> <p>当年度における減損処理額は、129百万円(うち、株式68百万円、投資証券60百万円)であります。</p> <p>なお、減損処理にあつては、当年度末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30%以上50%未満下落した場合は、回復の可能性を考慮して減損処理を行っております。</p>	
<p>2 当年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。</p> <p>3 当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。</p>		<p>2 当年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。</p> <p>3 当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。</p>	
	売却額	売却益	売却損
株 式	301百万円	118百万円	—百万円
債 券	20,238百万円	215百万円	—百万円
その他	1,650百万円	77百万円	33百万円
合 計	22,190百万円	410百万円	33百万円

退職給付に関する事項

2018年度 (自2018年4月1日 至2019年3月31日)		2019年度 (自2019年4月1日 至2020年3月31日)																									
<p>1 退職給付</p> <p>(1) 採用している退職給付制度の概要</p> <p>当会では、確定給付型の制度として、退職一時金制度(非積立型制度)を設けております。退職給付一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。</p> <p>当会が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。</p> <p>(2) 確定給付制度</p> <p>a 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表</p> <table border="1"> <tr> <td>期首における退職給付引当金</td> <td>466百万円</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td>35百万円</td> </tr> <tr> <td>退職給付の支払額</td> <td>△3百万円</td> </tr> <tr> <td>期末における退職給付引当金</td> <td>498百万円</td> </tr> </table> <p>b 退職給付債務</p> <table border="1"> <tr> <td>非積立型制度の退職給付債務</td> <td>498百万円</td> </tr> </table> <p>c 退職給付に関連する損益</p> <table border="1"> <tr> <td>簡便法で計算した退職給付費用</td> <td>35百万円</td> </tr> </table>		期首における退職給付引当金	466百万円	退職給付費用	35百万円	退職給付の支払額	△3百万円	期末における退職給付引当金	498百万円	非積立型制度の退職給付債務	498百万円	簡便法で計算した退職給付費用	35百万円	<p>1 退職給付</p> <p>(1) 採用している退職給付制度の概要</p> <p>当会では、確定給付型の制度として、退職一時金制度(非積立型制度)を設けております。退職給付一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。</p> <p>当会が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。</p> <p>(2) 確定給付制度</p> <p>a 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表</p> <table border="1"> <tr> <td>期首における退職給付引当金</td> <td>498百万円</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td>39百万円</td> </tr> <tr> <td>退職給付の支払額</td> <td>△5百万円</td> </tr> <tr> <td>期末における退職給付引当金</td> <td>532百万円</td> </tr> </table> <p>b 退職給付債務</p> <table border="1"> <tr> <td>非積立型制度の退職給付債務</td> <td>532百万円</td> </tr> </table> <p>c 退職給付に関連する損益</p> <table border="1"> <tr> <td>簡便法で計算した退職給付費用</td> <td>39百万円</td> </tr> </table>		期首における退職給付引当金	498百万円	退職給付費用	39百万円	退職給付の支払額	△5百万円	期末における退職給付引当金	532百万円	非積立型制度の退職給付債務	532百万円	簡便法で計算した退職給付費用	39百万円
期首における退職給付引当金	466百万円																										
退職給付費用	35百万円																										
退職給付の支払額	△3百万円																										
期末における退職給付引当金	498百万円																										
非積立型制度の退職給付債務	498百万円																										
簡便法で計算した退職給付費用	35百万円																										
期首における退職給付引当金	498百万円																										
退職給付費用	39百万円																										
退職給付の支払額	△5百万円																										
期末における退職給付引当金	532百万円																										
非積立型制度の退職給付債務	532百万円																										
簡便法で計算した退職給付費用	39百万円																										
<p>2 特例業務負担金</p> <p>人件費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しております。</p> <p>なお、当年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は、8百万円となっております。</p> <p>また、存続組合より示された平成31年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は107百万円となっております。</p>		<p>2 特例業務負担金</p> <p>人件費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しております。</p> <p>なお、当年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は、8百万円となっております。</p> <p>また、存続組合より示された令和2年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は104百万円となっております。</p>																									

■ 財務諸表の適正性等にかかる確認

確 認 書

- ① 私は、2019年4月1日から2020年3月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において関連諸法令に準拠して適正に表示されていることを確認しました。
- ② 当該確認を行うにあたり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しました。
- 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

2020年7月1日

大分県信用農業協同組合連合会
代表理事理事長 垣 迫 秀 明

(注)財務諸表とは、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書、キャッシュ・フロー計算書及び注記表を指しています。

■ 会計監査人の監査

2019年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

利益総括表

(単位:百万円、%)

項 目	2018年度	2019年度	増 減
資金運用収支	2,242	1,917	△ 325
役員取引等収支	54	67	13
その他事業収支	384	630	245
事業粗利益	2,682	2,615	△ 66
(事業粗利益率)	(0.51)	(0.51)	(0.00)

- (注) 1. 資金運用収支=資金運用収益-(資金調達費用-金銭の信託運用見合費用)
 2. 役員取引等収支=役員取引等収益-役員取引等費用
 3. その他事業収支=その他事業収益-その他事業費用
 4. 事業粗利益=資金運用収支+役員取引等収支+その他事業収支
 5. 事業粗利益率=事業粗利益/資金運用勘定平均残高×100

資金運用収支の内訳

(単位:百万円、%)

項 目	2018年度			2019年度		
	平均残高	利 息	利回り	平均残高	利 息	利回り
資金運用勘定	526,112	4,713	0.90	512,203	4,349	0.85
うち預け金	318,826	2,074	0.65	314,650	2,021	0.64
うち有価証券	144,726	2,095	1.45	136,502	1,835	1.34
うち貸出金	55,127	531	0.96	55,888	484	0.87
資金調達勘定	506,294	2,470	0.49	498,887	2,432	0.49
うち貯金・定積	506,294	2,469	0.49	498,887	2,422	0.49
総資金利ざや	—	—	0.15	—	—	0.11

- (注) 1. 総資金利ざや=資金運用利回り-資金調達原価率
 資金調達原価率=(資金調達費用(貯金利息+譲渡性貯金利息+売現先利息+債券貸借取引支払利息+借入金利息+金利スワップ支払利息+その他支払利息(支払雑利息等))+経費-金銭の信託運用見合費用)/(貯金+譲渡性貯金+売現先勘定+債券貸借取引受入担保金+借入金+その他(貸付留保金、従業員預り金等)-金銭の信託運用見合額)×100
 2. 資金運用勘定の「うち預け金」の利息には、受取奨励金及び受取特別配当金が含まれています。
 3. 資金調達勘定の「うち貯金・定積」の利息には、支払奨励金が含まれています。
 4. 資金調達勘定計の平均残高及び利息は金銭の信託運用見合額及び金銭の信託運用見合費用を控除しています。

受取・支払利息の増減額

(単位:百万円)

項 目	2018年度増減額	2019年度増減額
受取利息	118	△ 363
うち預け金	113	△ 53
うち有価証券	△ 15	△ 259
うち貸出金	16	△ 46
支払利息	141	△ 38
うち貯金・定積	140	△ 46
差 引	△ 22	△ 325

- (注) 1. 増減額は前年度対比です。
 2. 受取利息の「うち預け金」には、受取奨励金及び受取特別配当金が含まれています。
 3. 支払利息の「うち貯金・定積」には、支払奨励金が含まれています。
 4. 支払利息計の増減額は金銭の信託運用見合費用控除後の支払利息額の増減額です。

貯金に関する指標

科目別貯金平均残高

(単位:百万円、%)

種 類	2018年度	2019年度	増 減
流動性貯金	12,028 (2.4)	10,400 (2.1)	△ 1,627
定期性貯金	494,033 (97.6)	488,381 (97.9)	△ 5,652
その他の貯金	233 (0.0)	106 (0.0)	△ 127
小 計	506,294 (100.0)	498,887 (100.0)	△ 7,406
譲渡性貯金	—	—	—
合 計	506,294 (100.0)	498,887 (100.0)	△ 7,406

(注) 1. 流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金

2. 定期性貯金＝定期貯金＋定期積金

3. ()内は構成比です。

定期貯金残高

(単位:百万円、%)

種 類	2018年度	2019年度	増 減
定期貯金	485,822 (100.0)	488,093 (100.0)	2,271
うち固定金利定期	485,822 (99.9)	488,093 (100.0)	2,271
うち変動金利定期	0 (0.0)	0 (0.0)	0

(注) 1. 固定金利定期: 預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金

2. 変動金利定期: 預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金

3. ()内は構成比です。

貸出金等に関する指標

科目別貸出金平均残高

(単位:百万円)

種 類	2018年度	2019年度	増 減
手形貸付	672	755	82
証書貸付	52,168	52,597	429
当座貸越	2,286	2,535	248
割引手形	0	0	0
合 計	55,127	55,888	760

貸出金の金利条件別内訳残高

(単位:百万円、%)

種 類	2018年度	2019年度	増 減
固定金利貸出	44,503 (76.2)	44,262 (76.1)	△ 240
変動金利貸出	13,864 (23.8)	13,910 (23.9)	45
合 計	58,368 (100.0)	58,173 (100.0)	△ 194

(注) ()内は構成比です。

■ 貸出金の担保別内訳残高

(単位:百万円)

種 類	2018年度	2019年度	増 減
貯金・定期積金等	1,069	1,032	△ 37
有価証券	900	900	—
動産	—	—	—
不動産	1,098	1,383	284
その他担保物	1,223	1,208	△ 14
小 計	4,291	4,523	232
農業信用基金協会保証	467	464	△ 3
その他保証	5,987	4,796	△ 1,190
小 計	6,455	5,261	△ 1,193
信用	47,621	48,387	766
合 計	58,368	58,173	△ 194

■ 債務保証の担保別内訳残高

(単位:百万円)

種 類	2018年度	2019年度	増 減
貯金・定期積金等	—	—	—
有価証券	—	—	—
動産	—	—	—
不動産	—	—	—
その他担保物	—	—	—
小 計	—	—	—
信用	322	385	62
合 計	322	385	62

■ 貸出金の使途別内訳残高

(単位:百万円、%)

種 類	2018年度	2019年度	増 減
設備資金	7,167 (12.3)	8,051 (13.8)	883
運転資金	51,200 (87.7)	50,122 (86.2)	△ 1,078
合 計	58,368(100.0)	58,173(100.0)	△ 194

(注) ()内は構成比です。

■ 貸出金の業種別残高

(単位:百万円、%)

種 類	2018年度	2019年度	増 減
農 業	1,018 (1.8)	1,260 (2.1)	241
林 業	—	—	—
水産業	—	—	—
製造業	2,791 (4.8)	2,728 (4.7)	△ 63
鉱 業	—	—	—
建設業	1,121 (1.9)	1,215 (2.0)	94
電気・ガス・熱供給・水道業	1,223 (2.1)	1,110 (2.0)	△ 112
運輸・通信業	665 (1.1)	629 (1.0)	△ 36
卸売・小売・飲食業	2,792 (4.8)	4,305 (7.4)	1,513
金融・保険業	14,791 (25.3)	15,236 (26.2)	445
不動産業	3,712 (6.4)	1,725 (2.9)	△ 1,987
サービス業	5,386 (9.2)	5,823 (10.1)	437
地方公共団体	21,884 (37.5)	21,190 (36.5)	△ 694
その他	2,980 (5.1)	2,947 (5.1)	△ 33
合 計	58,368 (100.0)	58,173 (100.0)	△ 194

(注) ()内は構成比です。

■ 主要な農業関係の貸出金残高

① 営農類型別

(単位:百万円)

種 類	2018年度	2019年度	増 減
農 業	1,018	1,257	238
穀作	92	84	△ 7
野菜・園芸	220	211	△ 8
果樹・樹園農業	—	—	—
工芸作物	82	311	229
養豚・肉牛・酪農	515	546	31
養鶏・養卵	97	41	△ 56
養蚕	—	—	—
その他農業	10	61	50
農業関連団体等	6,206	5,888	△ 317
合 計	7,224	7,145	△ 78

(注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人及び農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に関する事業に必要な資金等が該当します。

なお、上記の貸出金の業種別残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。

2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。
3. 「農業関連団体等」には、JAや全農（経済連）とその子会社等が含まれています。

② 資金種類別

〔貸出金〕

(単位:百万円)

種 類	2018年度	2019年度	増 減
プロパー資金	6,784	6,622	△ 162
農業制度資金	439	523	83
農業近代化資金	416	504	87
その他制度資金	23	18	△ 4
合 計	7,224	7,145	△ 78

(注) 1. プロパー資金とは、当会原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。

2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことで当会が低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。
3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金（スーパーS資金）や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

〔受託貸付金〕

(単位:百万円)

種 類	2018年度	2019年度	増 減
日本政策金融公庫資金	1,916	2,089	173
その他	2,909	2,352	△ 556
合 計	4,825	4,442	△ 382

(注) 日本政策金融公庫資金は、農業（旧農林漁業金融公庫）にかかる資金をいいます。

■ リスク管理債権の状況

(単位:百万円)

区 分	2018年度	2019年度	増 減
破綻先債権額	3,659	874	△ 2,784
延滞債権額	2,032	2,088	56
3カ月以上延滞債権額	—	—	—
貸出条件緩和債権額	—	—	—
合 計	5,692	2,963	△ 2,728

(注) 1.破綻先債権

元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未取利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未取利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金をいいます。

2.延滞債権

未取利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したもの以外の貸出金をいいます。

3.3カ月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しないものをいいます。

4.貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

■ 金融再生法開示債権区分に基づく保全状況

(単位:百万円)

債権区分	債権額	保 全 額			
		担 保	保 証	引 当	合 計
2018年度					
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	3,659	—	—	3,659	3,659
危険債権	2,032	370	—	1,661	2,032
要管理債権	—	—	—	—	—
小 計	5,692	370	—	5,321	5,692
正常債権	53,070	—	—	—	—
合 計	58,762	—	—	—	—
2019年度					
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	874	18	—	856	874
危険債権	2,088	295	77	1,716	2,088
要管理債権	—	—	—	—	—
小 計	2,963	314	77	2,572	2,963
正常債権	55,674	—	—	—	—
合 計	58,638	—	—	—	—

(注) 上記の債権区分は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として、次のとおり区分したものです。なお、当会は同法の対象とはなっていませんが、参考として同法の定める基準に従い債権額を掲載しております。

1.破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

2.危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化

し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

3.要管理債権

3カ月以上延滞債権で上記1及び2に該当しないもの及び貸出条件緩和債権をいいます。

4.正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

■ 元本補填契約のある信託に係る貸出金のリスク管理債権の状況

該当する取引はありません。

■ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

区 分	2018年度					2019年度				
	期首 残高	期 中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期 中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的 使用	その他				目的 使用	その他	
一般貸倒引当金	185	187	—	185	187	187	104	—	187	104
個別貸倒引当金	7,605	5,321	2,247	5,357	5,321	5,321	2,572	2,784	2,536	2,572
合 計	7,790	5,509	2,247	5,543	5,509	5,509	2,677	2,784	2,724	2,677

■ 貸出金償却の額

該当する取引はありません。

有価証券に関する指標

■ 種類別有価証券平均残高

(単位:百万円)

種 類	2018年度	2019年度	増 減
国 債	70,862	60,666	△ 10,195
地方債	6,209	5,618	△ 590
社 債	22,887	20,263	△ 2,623
株 式	1,135	1,076	△ 59
外国証券	33,714	39,401	5,687
その他の証券	9,939	9,489	△ 449
合 計	144,748	136,517	△ 8,231

■ 商品有価証券種類別平均残高

該当する取引はありません。

■ 有価証券残存期間別残高

(単位:百万円)

種 類	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合 計
2018年度								
国債	10,080	15,438	18,858	5,493	2,959	21,270	—	74,101
地方債	506	408	411	554	2,981	1,378	—	6,241
社債	2,415	2,457	2,428	5,778	6,555	2,769	—	22,404
株式	—	—	—	—	—	—	1,620	1,620
外国証券	1,508	558	6,910	5,786	16,468	7,611	—	38,844
その他の証券	410	1,106	293	1,350	2,880	203	4,142	10,388
2019年度								
国債	6,563	14,880	15,551	4,535	585	23,020	—	65,136
地方債	201	407	204	546	2,946	1,361	—	5,666
社債	1,011	2,097	3,019	5,265	5,868	3,128	—	20,390
株式	—	—	—	—	—	—	1,354	1,354
外国証券	202	2,160	7,398	5,514	18,498	4,672	—	38,447
その他の証券	549	75	1,085	2,105	3,579	—	4,186	11,580

有価証券の時価情報等

■ 有価証券の時価情報

- ① 売買目的有価証券 該当する取引はありません。
- ② 満期保有目的の債券 該当する取引はありません。
- ③ その他有価証券

(単位:百万円)

	種 類	2018年度			2019年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表 計上額が 取得原価を 超えるもの	株式	1,266	707	558	1,001	580	420
	債券	99,848	93,348	6,499	83,160	78,095	5,064
	国債	74,101	68,929	5,171	64,026	59,972	4,053
	地方債	6,241	5,701	540	5,666	5,200	465
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	19,505	18,717	787	13,468	12,923	545
	その他	30,331	28,603	1,727	23,982	22,329	1,652
	外国証券	23,517	22,925	591	19,705	18,713	991
	その他の証券	6,814	5,678	1,135	4,277	3,615	661
	小 計	131,445	122,660	8,785	108,144	101,006	7,138
貸借対照表 計上額が 取得原価を 超えないもの	株式	354	397	△ 43	353	386	△ 33
	債券	2,899	2,924	△ 25	8,033	8,357	△ 324
	国債	—	—	—	1,110	1,152	△ 41
	地方債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	2,899	2,924	△ 25	6,922	7,204	△ 282
	その他	18,902	19,395	△ 493	26,045	27,351	△ 1,305
	外国証券	15,327	15,653	△ 325	18,742	19,663	△ 921
	その他の証券	3,574	3,742	△ 167	7,303	7,687	△ 383
	小 計	22,155	22,717	△ 561	34,432	36,095	△ 1,662
	合 計	153,601	145,378	8,223	142,576	137,101	5,475

(注) 1. 時価は期末日における市場価格等によっています。
2. 取得価額は取得原価又は償却原価によっています。

■ 金銭の信託の時価情報

該当する取引はありません。

■ デリバティブ取引等（デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引）

a. 金利関連取引

該当する取引はありません。

b. 通貨関連取引

該当する取引はありません。

c. 株式関連取引

該当する取引はありません。

d. 債券関連取引

該当する取引はありません。

経営諸指標

■ 利益率

(単位:%)

項 目	2018年度	2019年度	増 減
総資産経常利益率	0.27	0.26	△ 0.01
純資産経常利益率	6.83	6.43	△ 0.40
総資産当期純利益率	0.25	0.25	0.00
純資産当期純利益率	6.31	6.17	△ 0.14

- (注) 1. 総資産経常利益率 = 経常利益 / 総資産 (債務保証見返を除く) 平均残高 × 100
 2. 純資産経常利益率 = 経常利益 / 純資産勘定平均残高 × 100
 3. 総資産当期純利益率 = 当期剰余金 (税引後) / 総資産 (債務保証見返を除く) 平均残高 × 100
 4. 純資産当期純利益率 = 当期剰余金 (税引後) / 純資産勘定平均残高 × 100

■ 貯貸率・貯証率

(単位:%)

区 分	2018年度	2019年度	増 減	
貯 貸 率	期 末	11.60	11.92	0.32
	期中平均	10.89	11.20	0.31
貯 証 率	期 末	30.52	29.22	△ 1.30
	期中平均	28.59	27.36	△ 1.23

- (注) 1. 貯貸率 (期 末) = 貸出金残高 / 貯金残高 × 100
 2. 貯貸率 (期中平均) = 貸出金平均残高 / 貯金平均残高 × 100
 3. 貯証率 (期 末) = 有価証券残高 / 貯金残高 × 100
 4. 貯証率 (期中平均) = 有価証券平均残高 / 貯金平均残高 × 100

資料編Ⅱ

INDEX

自己資本の充実の状況

■自己資本の状況	50
自己資本比率の状況	
経営の健全性の確保と自己資本の充実	
自己資本の構成	
自己資本の充実度に関する事項	
■信用リスクに関する事項	53
リスク管理の方針及び手続の概要	
標準的手法に関する事項	
信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高	
貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	
業種別の貸出金償却の額	
信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト1250%を適用する残高	
■信用リスク削減手法に関する事項	56
信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要	
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額	
■派生商品取引及び長期決済期間取引のリスクに関する事項	57
派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手の	
リスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要	
■証券化エクスポージャーに関する事項	57
リスク管理の方針及び手続の概要	
信用リスク・アセットの額算出方法の名称	
証券化取引に関する会計方針	
証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称	
内部評価方式の概要	
当社がオリジネーターである証券化エクスポージャーに関する事項	
当社が投資家である証券化エクスポージャーに関する事項	
■オペレーショナル・リスクに関する事項	58
リスク管理の方針及び手続の概要	
オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称	
■出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項	58
出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要	
出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価	
出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益	
貸借対照表で認識され損益計算書で認識されない評価損益の額	
（保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等）	
貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額	
（子会社・関連会社株式の評価損益等）	
■リスク・ウェイトのみなし計算が適用される	
エクスポージャーに関する事項	59
■金利リスクに関する事項	59
リスク管理の方針及び手続の概要	
金利リスクの算定方法の概要	
△EVEおよび△NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項	

自己資本の状況

■ 自己資本比率の状況

当会では、多様化するリスクに対応するとともに、会員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。

信連経営3ヵ年計画(2019年度～2021年度)に基づき、内部留保に努めるとともに、経営の合理化、効率化等に取り組んだ結果、2020年3月末における自己資本比率は、13.52%(前年度13.21%)となりました。

■ 経営の健全性の確保と自己資本の充実

当会の自己資本は会員からの普通出資金により調達しています。

○普通出資金

項 目	内 容
発行主体	大分県信用農業協同組合連合会
資金調達手段の種類	普通出資
コア資本にかかる基礎項目に算入した額	155億円(前年度155億円)

自己資本比率の算出にあたっては、「自己資本比率算出要領」及び「自己資本比率算出事務手続」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出しています。また、これに基づき、当会における信用リスクやオペレーショナル・リスクに対応した十分な自己資本の維持に努めています。

■ 自己資本の構成

(単位:百万円、%)

項 目	2018年度		2019年度	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目 (1)				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員資本の額	21,694		22,577	
うち、出資金及び資本準備金の額	15,509		15,509	
うち、再評価積立金の額	—		—	
うち、利益剰余金の額	6,649		7,532	
うち、外部流出予定額(△)	464		463	
うち、上記以外に該当するものの額	0		0	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	1,220		1,171	
うち、一般貸倒引当金及び相互援助積立金コア資本算入額	1,220		1,171	
うち、適格引当金コア資本算入額	—		—	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価格の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	22,914		23,749	
コア資本に係る調整項目 (2)				
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。)の額の合計額	0	0	0	—
うち、のれんに係るものの額	—	—	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外の額	0	0	0	—
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—	—	—
適格引当金不足額	—	—	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—	—	—
前払年金費用の額	—	—	—	—

自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	—	—
うち、モーゲージ・サービング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	—	—
うち、モーゲージ・サービング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	0		0	
自己資本				
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	22,914		23,749	
リスク・アセット等 (3)				
信用リスク・アセットの額の合計額	168,716		170,996	
うち、経費措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—		—	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—		—	
うち、上記以外に該当するものの額	—		—	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	4,623		4,620	
信用リスク・アセット調整額	—		—	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—		—	
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	173,340		175,617	
自己資本比率				
自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	13.21%		13.52%	

(注) 1. 農協法第11条の2第1項第1号の規定に基づく組合の経営の健全性を判断するための基準に係る算式に基づき算出しています。なお、当会は国内基準を採用しています。

2. 当会は、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法を、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。
基礎的手法とは、1年間の粗利益に0.15を乗じた額の直近3年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。
なお、1年間の粗利益は、経常利益から国債等債券売却益・償還益及びその他経常収益を控除し、役員取引等費用、国債等債券売却損・償還損・償却、経費、その他経常費用及び金銭の信託運用見合費用を加算して算出しています。

■ 自己資本の充実度に関する事項

信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位:百万円)

項 目	2018年度			2019年度		
	エクスポージャーの 期末残高	リスク・ アセット額 a	所要 自己資本額 b=a×4%	エクスポージャーの 期末残高	リスク・ アセット額 a	所要 自己資本額 b=a×4%
現金	448	—	—	525	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	69,073	—	—	61,249	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	6,799	—	—	6,615	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	27,648	—	—	26,448	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	2,877	326	13	1,721	303	12
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	2,417	241	9	2,415	241	9
我が国の政府関係機関向け	2,014	201	8	2,013	201	8
地方三公社向け	601	20	0	1,180	136	5
金融機関及び 第一種金融商品取引業者向け	335,190	66,830	2,673	328,882	65,587	2,623
法人等向け	32,656	26,399	1,055	36,857	28,790	1,151
中小企業等向け及び個人向け	4	—	—	36	24	0
抵当権付住宅ローン	—	—	—	—	—	—
不動産取得等事業向け	38	38	1	35	35	1
三月以上延滞等	—	—	—	884	9	0
取立未決済手形	267	53	2	20	4	0
信用保証協会等による保証付	470	47	1	440	44	1
株式会社地域経済活性化支援 機構等による保証付き	—	—	—	—	—	—
出資等	3,963	3,963	158	3,825	3,825	153
（うち出資等のエクスポージャー）	3,963	3,963	158	3,825	3,825	153
（うち重要な出資のエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
上記以外	38,158	64,442	2,577	22,884	56,016	2,240
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手 段のうち対象普通出資等及びその他外部 TLAC関連調達手段に該当するもの以外の ものに係るエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
（うち農林中央金庫の対象資本調達 手段に係るエクスポージャー）	22,089	55,224	2,208	22,089	55,223	2,208
（うち特定項目のうち調整項目に算入 されない部分に係るエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える 議決権を保有している他の金融機関等に 係るその他外部TLAC関連調達手段に関する エクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える 議決権を保有していない他の金融機関等に 係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、 その他外部TLAC関連調達手段に係る五パ ーセント基準額を上回る部分に係るエクスポ ージャー）	—	—	—	—	—	—
（うち上記以外のエクスポージャー）	16,069	9,218	368	794	792	31
証券化	—	—	—	16,950	9,635	385
（うちSTC要件適用分）	—	—	—	—	—	—
（うち非STC要件適用分）	—	—	—	16,950	9,635	385
再証券化	—	—	—	—	—	—
リスク・ウエイトのみなし計算が適 用されるエクスポージャー	9,421	6,151	246	11,303	6,141	245
経過措置によりリスク・アセットの 額に算入されるものの額						
他の金融機関等の対象調達手段に係るエク スポージャーに係る経過措置によりリスク・ア セットの額に算入されなかったものの額(△)						
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	532,052	168,716	6,748	524,291	170,996	6,839
CVAリスク相当額÷8%						
中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—	—	—
合計(信用リスク・アセットの額)	532,052	168,716	6,748	524,291	170,996	6,839

オペレーショナル・リスク に対する所要自己資本の額 ＜基礎的手法＞	オペレーショナル・リスク相当額 を8%で除して得た額	所要 自己資本額	オペレーショナル・リスク相当額 を8%で除して得た額	所要 自己資本額
	a	b=a×4%	a	b=a×4%
	4,623	184	4,620	184
所要自己資本額	リスク・アセット等 (分母)合計	所要 自己資本額	リスク・アセット等 (分母)合計	所要 自己資本額
	a	b=a×4%	a	b=a×4%
	173,340	6,933	175,617	7,024

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置により、リスク・アセットに算入したものが該当します。
7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接精算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
8. オペレーショナル・リスク相当額算出にあたり、当会では基礎的手法を採用しています。
＜オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法)＞

$$\frac{\text{粗利益(正の値の場合に限る)} \times 15\% \text{の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

信用リスクに関する事項

■ リスク管理の方針及び手続の概要

当会におけるリスク管理とは、「経営戦略や業務方針の達成に対する不確実性の要因、すなわちリスクを当会として許容できるレベルまで調整し、そのために必要な施策を行うこと」であり、そうした取組みによって「当会経営の安定性を確保し、期待される役割発揮が可能な状態を維持すること」を目的としています。

「信用リスク」とは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランス資産を含む。）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクであり、当会が対象とする信用リスクの範囲は、オン・バランス・オフ・バランス・資産・負債を含めたバランスシート全体としています。

当会では、信用リスクを確実に認識し、評価・計測及び報告をするための態勢として、信用リスクマネジメントの基本的考え方・体制・手法等を明定した「信用リスクマネジメント要綱」を制定し適切な管理に努めています。

また、常勤役員及び各部長等で構成するリスクマネジメント委員会を原則として四半期ごと（必要に応じて随時）に開催し、当会が保有するリスク量やリスク内容及び対応方針等について協議・検討しています。

■ 標準的手法に関する事項

当会では、自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出におけるリスク・ウェイトの判定にあたり使用する格付等は次のとおりです。

a. リスク・ウェイトの判定にあたり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適合格付機関
株式会社格付投資情報センター (R&I)
株式会社日本格付研究所 (JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
S&Pグローバル・レーティング (S&P)
フィッチレーティングスリミテッド (Fitch)

b. リスク・ウェイトの判定にあたり使用するエクスポージャーごとの適合格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは以下のとおりです。

エクスポージャー	適合格付機関	カントリー・リスク・スコア
中央政府及び中央銀行		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー(長期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー(短期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

(注) 「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

(単位:百万円)

区 分	2018年度					2019年度				
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち			三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち			三月以上延滞エクスポージャー
		貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ			貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	
国 内	488,526	53,251	101,075	—	3,659	472,034	52,123	90,757	—	884
国 外	24,302	—	24,302	—	—	24,003	—	24,003	—	—
地域別残高計	512,828	53,251	125,378	—	3,659	496,038	52,123	114,761	—	884
法 人	農業	1,025	1,025	—	—	1,338	1,338	—	—	9
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	6,977	772	5,513	—	—	5,930	839	4,509	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	12,326	8,634	3,643	—	3,659	9,016	6,391	2,606	874
	電気・ガス・熱供給・水道業	3,132	—	3,132	—	—	2,508	—	2,508	—
	運輸・通信業	4,414	660	3,635	—	—	4,881	620	4,123	—
	金融・保険業	343,339	11,049	22,021	—	—	337,603	10,345	22,208	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	7,136	6,867	100	—	—	9,181	8,916	100	—
	日本国政府・地方公共団体	96,721	21,925	74,796	—	—	87,698	21,228	66,470	—
上記以外	36,449	2,040	12,535	—	—	36,350	2,192	12,235	—	
個 人	275	275	—	—	—	252	252	—	—	—
その他	1,029	—	—	—	—	1,277	—	—	—	—
業種別残高計	512,828	53,251	125,378	—	3,659	496,038	52,123	114,761	—	884
1年以下	333,069	8,512	14,499	—	—	322,554	9,487	7,919	—	—
1年超3年以下	27,077	8,639	18,438	—	—	26,590	8,234	18,356	—	—
3年超5年以下	34,799	7,842	26,956	—	—	36,932	12,659	24,273	—	—
5年超7年以下	22,944	7,836	15,107	—	—	18,107	5,128	12,979	—	—
7年超10年以下	24,690	3,851	20,839	—	—	24,953	3,720	21,232	—	—
10年超	42,382	12,849	29,536	—	—	41,894	11,894	29,999	—	—
期限の定めのないもの	27,865	3,723	—	—	—	25,004	988	—	—	—
残存期間別残高計	512,828	53,251	125,378	—	—	496,038	52,123	114,761	—	—
平均残高計	509,011	51,865	114,627	—	—	492,483	50,420	103,029	—	—

(注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。

2. 「うち貸出金等」には、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。なお、コミットメントとは、契約した期間・融資枠の範囲内で、お客さまのご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことです。

3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引をいいます。

4. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。

5. 「その他」には、ファンドのうち個々の資産の把握が困難な資産や固定資産等が該当します。

■ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

a. 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

区 分	2018年度					2019年度				
	期首 残高	期 中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期 中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	185	187	—	185	187	187	104	—	187	104
個別貸倒引当金	7,605	5,321	2,247	5,357	5,321	5,321	2,572	2,784	2,536	2,572

b. 業種別の個別貸倒引当金の期末残高及び期中増減額

(単位:百万円)

区 分	2018年度					2019年度					
	個別貸倒引当金					個別貸倒引当金					
	期首 残高	期 中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期 中 増加額	期中減少額		期末 残高	
目的使用			その他	目的使用				その他			
法 人	農業	—	—	—	—	—	19	—	—	19	
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	製造業	—	5	—	—	5	6	—	—	6	
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	建設・不動産業	3,701	3,695	2,247	1,453	3,695	3,695	885	2,784	916	
	電気・ガス・ 熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	卸売・小売・飲食・ サービス業	3,901	1,620	—	3,901	1,620	1,660	—	1,620	1,660	
	上記以外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	個 人	2	—	—	2	—	—	—	—	—	—
業種別計	7,605	5,321	2,247	5,357	5,321	5,321	2,572	2,784	2,536	2,572	

- (注) 1. 当会では国外への貸出を行っていないため、地域別(国内・国外)の開示を省略しています。
2. 一般貸倒引当金については業種別の算定を行っていないため、個別貸倒引当金のみ記載しています。

■ 業種別の貸出金償却の額

該当する取引はありません。

■ 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト1250%を適用する残高

(単位:百万円)

区 分	2018年度			2019年度		
	格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用 リスク 削減 効果 勘案 後 残 高	0%	—	107,135	—	96,901	96,901
	2%	—	—	—	—	—
	4%	—	—	—	—	—
	10%	—	4,902	4,902	—	4,868
	20%	401	336,946	337,347	200	331,259
	35%	—	—	—	—	—
	50%	10,154	3,659	13,814	9,823	874
	75%	—	22	22	—	33
	100%	7,131	20,385	27,516	6,824	23,156
	150%	—	—	—	—	9
	200%	—	—	—	—	—
	250%	—	22,089	22,089	—	22,089
	その他	—	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—	—	
合 計	17,686	495,142	512,828	16,847	479,190	496,038

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代え、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当会では、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自会貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当会では、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

ただし、証券化エクスポージャーについては、これら以外の主体で保証提供時に長期格付がA-またはA3以上で、算定基準日に長期格付がBBB-またはBaa3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自会貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自会貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自会貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自会貯金が継続されないリスクが、監視及び管理されていること、④貸出金と自会貯金の相殺後の額が、監視及び管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自会貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方法は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自会貯金です。

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位:百万円)

区 分	2018年度			2019年度		
	適格金融 資産担保	保 証	クレジット・ デリバティブ	適格金融 資産担保	保 証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	500	—	—	500	—
金融機関及び 第一種金融商品取引業者向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け	182	605	—	150	1,104	—
中小企業向け及び個人向け	—	—	—	—	—	—
抵当権付住宅ローン	—	—	—	—	—	—
不動産取得等事業向け	—	—	—	—	—	—
三月以上延滞等	—	—	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—	—	—	—
上記以外	—	1,244	—	—	206	—
合 計	182	2,350	—	150	1,811	—

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
 2. 「三月以上延滞等」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
 3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
 4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)等が含まれます。
 5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合に、プロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

派生商品取引及び長期決済期間取引のリスクに関する事項

■ 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「派生商品取引」とは、その価格（現在価値）が他の証券・商品（原資産）の価格に依存して決定される金融商品（先物、オプション、スワップ等）にかかる取引です。

当会は派生商品取引に関し、毎年度はじめに策定する「余裕金運用方針」にて、総体のリスク量の圧縮を図るためヘッジ目的で運用することとしています。また、派生商品取引のポジション限度枠及びロスカット額を「先物・オプション取引運用基準」で定め適切にリスク管理を行っています。

また、日々評価損益のモニタリング（投資信託等のファンドにおける派生商品を除く）を行い、価格変動等による損失を被るリスクの把握に努めています。

「長期決済期間取引」とは、有価証券等の受渡または決済を行う取引であって、約定日から受渡日（決済日）までの期間が5営業日または市場慣行による期間を超えることが約定され、反対取引に先立って取引相手に対し有価証券等の引渡または資金の支払いを行う取引ですが、当会は取引を行っていません。

a. 派生商品取引及び長期決済期間取引の内訳

該当する取引はありません。

b. 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブ

該当する取引はありません。

c. 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブ

該当する取引はありません。

証券化エクスポージャーに関する事項

■ リスク管理の方針及び手続の概要

「証券化エクスポージャー」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。

当会における証券化エクスポージャーの取扱いは「余裕金運用規程・方針」「自己資本比率算出要領」で金銭債権の取得と同様な取扱いを基本としています。

■ 信用リスク・アセットの額算出方法の名称

証券化エクスポージャーにかかる信用リスク・アセットの額の算出については、標準的手法を採用しています。

■ 証券化取引に関する会計方針

証券化取引については、「金融商品に係る会計基準」及び「金融商品会計に関する実務指針」に基づき会計処理を行っています。

■ 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイト判定にあたり使用する格付けは、以下の適格格付機関による所定の要件を満たした依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター (R&I)
株式会社日本格付研究所 (JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
S&Pグローバル・レーティング (S&P)
フィッチレーティングスリミテッド (Fitch)

■ 内部評価方式の概要

当会は内部格付手法を採用していないため該当しません。

■ 当社がオリジネーターである証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

■ 当社が投資家である証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

オペレーショナル・リスクに関する事項

■ リスク管理の方針及び手続の概要

「オペレーショナル・リスク」とは、業務の遂行に伴って受動的に発生するリスクのことです。当会では、オペレーショナル・リスクを「リスクの発生そのものが統制活動の対象となるリスク」と「リスク発生後の対応が統制活動の対象となるリスク」に大別して管理しています。また、経営に重大な影響を及ぼす可能性がある場合は、リスクマネジメント委員会で対応を検討・協議のうえ理事会に報告します。

■ オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当会では、自己資本比率算出におけるオペレーショナル・リスク相当額の算出にあたり、「基礎的手法」を採用しています。

基礎的手法とは、1年間の粗利益に0.15を乗じた額の直近3年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。

なお、1年間の粗利益は、経常利益から国債等債券売却益・償還益及びその他経常収益を控除し、役員取引等費用、国債等債券売却損・償還損・償却、経費、その他経常費用及び金銭の信託運用費用を加算して算出します。

出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

■ 出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは、貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式または出資として計上されているものです。

■ 出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位:百万円)

区 分	2018年度		2019年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上 場	1,620	1,620	1,354	1,354
非 上 場	21,740	21,740	21,740	21,740
合 計	23,361	23,361	23,094	23,094

(注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

■ 出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位:百万円)

2018年度			2019年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
118	—	47	38	14	129

■ 貸借対照表で認識され損益計算書で認識されない評価損益の額 （保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等）

(単位:百万円)

2018年度		2019年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
558	43	420	33

■ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額（子会社・関連会社株式の評価損益等）

該当する取引はありません。

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位:百万円)

	2018年度	2019年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	9,421	11,303

金利リスクに関する事項

■ リスク管理の方針及び手続の概要

「金利リスク」とは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの（例えば、貸出金、有価証券、貯金等）が、金利の変動により発生するリスクのことです。

当社における、リスク管理方針および手続については以下の通りです。

- ・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明
 当社では、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク(IRRBB)については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。
- ・リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明
 当社は、リスクマネジメント委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。
- ・金利リスク計測の頻度
 毎月末を基準日として、月次でIRRBBを計測しています。

■ 金利リスクの算定手法の概要

当社では、経済価値ベースの金利リスク量(ΔEVE)については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の3シナリオによる金利ショック(通貨毎に異なるショック幅)を適用しております。

- ・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期
 流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は0.452年です。
- ・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期
 流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。
- ・流動性貯金への満期の割り当て方法(コア貯金モデル等)およびその前提
 流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
- ・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提
 固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。
- ・複数の通貨の集計方法およびその前提
 通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。

- ・スプレッドに関する前提(計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか)
一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。
- ・内部モデルの使用等、 Δ EVEおよび Δ NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提
内部モデルは使用していません。
- ・前事業年度末の開示からの変動に関する説明
 Δ EVEの前事業年度末からの変動要因は、有価証券および預け金の金利リスク量の減少、自己資本額の増加等によるものです。
- ・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
該当ありません。

■ Δ EVEおよび Δ NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

- ・金利ショックに関する説明
リスク資本配賦管理としてVaRで計測する市場リスク量を算定しています。
- ・金利リスク計測の前提およびその意味(特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVEおよび Δ NIIと大きく異なる点)
特段ありません。

金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

IRRBB1:金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		Δ EVE		Δ NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	11,131	11,912	942	
2	下方パラレルシフト	0	0	19	
3	スティープ化	7,894	8,569		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	11,131	11,912	942	
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	23,749		22,914	

- ・「金利リスクに関する事項」については、平成31年金融庁・農水省告示第1号(平成31年2月18日付)の改正に基づき、「 Δ NII」の開示は、開示初年度となることから当期末分のみを開示しております。
- ・「 Δ EVE」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいいます。
- ・「 Δ NII」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12か月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものをいいます。
- ・「上方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- ・「下方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。
- ・「スティープ化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。

■ 役員等の報酬体系

1. 役員

(1) 対象役員

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」は、経営管理委員、理事及び監事をいいます。

(2) 役員報酬等の種類、支払総額及び支払方法

役員に対する報酬等の種類は、基本報酬と退職慰労金の2種類で、2019年度における対象役員に対する報酬等の支払総額は、次のとおりです。

なお、基本報酬は毎月所定日に指定口座への振り込みの方法による現金支給のみであり、退職慰労金は、その支給に関する総会決議後、所定の手続きを経て、基本報酬に準じた方法で支払っています。

(単位:百万円)

	支給総額(注2)	
	基本報酬	退職慰労金
対象役員(注1)に対する報酬等	47	6

(注1) 対象役員は、経営管理委員7名、理事3名、監事4名です。(期中に退任した者を含む。)

(注2) 退職慰労金については、当年度に実際に支給した額ではなく、当年度の費用として認識される部分の金額(引当金への繰入額と支給額のうち当年度の負担に属する金額)によっています。

(3) 対象役員の報酬等の決定等

① 役員報酬(基本報酬)

役員報酬は、経営管理委員、理事及び監事の別に各役員に支給する報酬総額の最高限度額を総会において決定し、その範囲内において、経営管理委員各人別の報酬額については経営管理委員会において、理事各人別の報酬額については理事会において決定し、監事各人別の報酬額については監事の協議によって定めています。なお、業績連動型の報酬体系とはなっておりません。

この場合の役員各人別の報酬額の決定にあたっては、各人の役職・責務や在任年数等を勘案して決定していますが、その基準等については、役員報酬審議会(構成:当会の会員JA代表から選出された委員3人、学識経験者3人)に諮問をし、その答申を踏まえて決定しています。また、上記の支給する報酬総額の最高限度額もこの基準をもとに決定しています。

② 役員退職慰労金

役員退職慰労金については、常勤役員退職慰労金規程に基づいて、役員報酬に役員在職年数に応じた係数を乗じて得た額を算定し、総会で常勤理事及び常任監事の別に各役員に支給する退職慰労金の総額の承認を受けた後、常勤理事については理事会、常任監事については監事の協議により決定した額を支給しています。

なお、この役員退職慰労金の支給に備えて公正妥当なる会計慣行に即して引当金を計上しています。

2. 職員等

・対象職員等

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象職員等(注1)」の範囲は、当会の職員であって、常勤役員が受ける報酬等と同等額(注2)以上の報酬等を受ける者(注3)のうち、当会の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、2019年度において、対象職員等に該当するものはおりません。

(注1) 対象職員等には、期中に退職した者も含めています。

(注2) 「同等額」は、2019年度に当会の常勤役員に支払った報酬額等の平均額としています。

(注3) 2019年度において当会の常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はおりません。

3. その他

当会の対象役員及び対象職員等の報酬等の体系は、上記開示のとおり過度なリスクテイクを惹起するおそれのある要素はありません。したがって、報酬告示のうち、「対象役員及び対象職員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性ならびに対象役員及び対象職員等の報酬等と業績の連動に関する事項」その他「報酬等の体系に関し参考となるべき事項」として、記載する内容はありせん。

索引

このディスクロージャー誌は、農業協同組合法第54条の3に基づき作成しておりますが、農業協同組合法施行規則における各項目は以下のページに掲載しています。

I. 概況及び組織に関する事項

1. 業務の運営の組織……………25
2. 理事、経営管理委員及び監事の氏名及び役職名……………25
3. 事務所の名称及び所在地……………26
4. 特定信用事業代理業者に関する事項……………26

II. 主要な業務の内容

1. 主要な業務の内容……………21～24

III. 主要な業務に関する事項

1. 直近の事業年度における事業の概況……………13
2. 直近の5事業年度における主要な業務の状況……………14～15
3. 直近の2事業年度における事業の状況
 - (1) 主要な業務の状況を示す指標
 - ① 事業粗利益及び事業粗利益率……………41
 - ② 資金運用収支、役員取引等収支及びその他事業収支……………41
 - ③ 資金運用勘定及び資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び総資金利ざや……………41
 - ④ 受取利息及び支払利息の増減……………41
 - ⑤ 総資産経常利益率及び純資産経常利益率……………48
 - ⑥ 総資産当期純利益率及び純資産当期純利益率……………48
 - (2) 貯金に関する指標
 - ① 流動性貯金、定期性貯金、譲渡性貯金、その他の貯金の平均残高……………42
 - ② 固定金利定期貯金及び変動金利定期貯金の残高……………42
 - (3) 貸出金等に関する指標
 - ① 手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高……………42
 - ② 固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高……………42
 - ③ 担保の種類別の貸出金残高及び債務保証見返額……………43
 - ④ 用途別の貸出金残高……………43
 - ⑤ 主要な農業関係の貸出金残高……………44
 - ⑥ 業種別の貸出金残高及び当該貸出金残高の貸出金の総額に対する割合……………43
 - ⑦ 貯貸率の期末値及び期中平均値……………48
 - (4) 有価証券に関する指標
 - ① 商品有価証券の種類別の平均残高……………46
 - ② 有価証券の種類別の残存期間別の残高……………46
 - ③ 有価証券の種類別の平均残高……………46
 - ④ 貯証率の期末値及び期中平均値……………48

IV. 業務の運営に関する事項

1. リスク管理の体制……………10
2. 法令遵守の体制……………6～9
3. 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組みの状況……………18
4. 苦情処理措置及び紛争解決措置の概要……………7

V. 直近の2事業年度における財産の状況に関する事項

1. 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書……………30～32
2. 貸出金にかかる額及びその合計額
 - (1) 破綻先債権に該当する貸出金……………45
 - (2) 延滞債権に該当する貸出金……………45
 - (3) 3カ月以上延滞債権に該当する貸出金……………45
 - (4) 貸出条件緩和債権に該当する貸出金……………45
3. 元本補填契約のある信託に係る貸出金に係る事項……………45
4. 自己資本の充実の状況……………52
5. 取得価額又は契約価額、時価及び評価損益
 - (1) 有価証券……………47
 - (2) 金銭の信託……………47
 - (3) デリバティブ取引……………47
 - (4) 金融等デリバティブ取引……………47
 - (5) 有価証券関連店頭デリバティブ取引……………47
6. 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額……………45
7. 貸出金償却の額……………45

VI. その他重要な事項

1. 役員等の報酬体系……………61



大分県信用農業協同組合連合会
 〒870-0044 大分市舞鶴町一丁目4番15号(農業会館内)
 TEL 097-538-6385 FAX 097-535-2746
 URL <https://www.jabank-oita.or.jp/sinren/>



JAバンク大分
 JA/ JA大分信連

JAバンク大分

検索 



環境対応型植物油インキを使用しています。